

(契約事務) 別記様式8の4(役務)

役 務 提 供 請 負 契 約 書 (案)

件 名 科学研究費補助金申請書レビュー業務

請負代金額 金 円也  
(うち消費税額及び地方消費税額 円)

発注者 国立大学法人山形大学 と 受注者 ○○○○○○○○○○ との間において、上記の業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で、次の条項により請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を実施するものとする。

第2条 業務実施場所は、仕様書指定の場所とする。

第3条 業務期間は、契約締結日から令和5年3月31日までとする。

第4条 業務完了通知書は、山形大学小白川キャンパス事務部運営支援課に送付するものとする。

第5条 請負代金は、検査に合格した日の翌々月末までに、1回に支払うものとする。

第6条 契約保証金は、免除する。

第7条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第8条 受注者又はその使用する者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第8条 受注者又はその使用する者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第9条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者(以下「下請負人」という。)に委任し、又は請け負わせること(以下「下請負等」という。)をしてはならない。ただし、業務の一部を第三者に請け負わせる必要がある場合は、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得るものとする。

2 前条の規定は、下請負等をする場合にも適用する。

第10条 受注者は、故意又は過失その他受注者の責に帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

第11条 受注者は、発注者から提供された個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識

別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(1) 発注者が提供し、又は業務に関して受注者が収集若しくは作成した個人情報を第三者（下請負等する場合における下請負等事業者を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 発注者が提供し、又は業務に関して受注者が収集若しくは作成した個人情報について、業務を遂行する目的の範囲を超えて利用、複写、複製、又は改変すること。

3 受注者は、発注者が提供し、又は業務に関して受注者が収集若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 発注者は、必要があると認めるときは、所属の職員に、受注者の事務所、事業場等において、発注者が提供し、又は業務に関して受注者が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受注者に対し必要な指示をすることができる。受注者は、発注者からその調査及び指示を受けた場合には、発注者に協力するとともにその指示に従わなければならない。

5 受注者は、発注者が提供し、又は業務に関して受注者が収集若しくは作成した個人情報を、業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。

6 受注者は、発注者が提供し、又は業務に関して受注者が収集若しくは作成した個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生し、又はその発生のおそれを認識した場合には、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

7 第1項及び第2項の規定については、業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

8 受注者は、業務の遂行上、個人情報の取扱いの全部又は一部について下請負等をする場合（下請負人が発注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）には、発注者に対し、下請負等をする旨、下請負人の名称及び住所を事前に書面により通知し、発注者の書面による許諾を得るものとする。

9 受注者は、下請負等をする場合、下請負人に対して、この条に定める安全管理措置その他の本契約に定める個人情報の取扱いに関する受注者の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第12条 受注者は、発注者が規定する不正行為に該当したときは、発注者に違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は請負代金額の十分の一に相当する金額とし、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、発注者は、自己の生じた実際の損害が同項に規定する違約金の額を超える場合において、受注者に対しその超過分の損害につき賠償を請求することができる。

第13条 発注者は、受注者が本契約に定める義務を履行しないとき、及び契約の締結又は履行について不正な行為があったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第14条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人山形大学が定めた役務提供請負契約基準によるものとする。

第15条 この契約について、発注者受注者間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

第16条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者受注者間において協議して定めるものとする。

第17条 本契約に関する訴えの管轄は、発注者の所在地を管轄区域とする山形地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、発注者受注者は次に記名し、印を押すものとする。  
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和4年 月 日

発注者 山形県山形市小白川町1丁目4番12号  
国立大学法人山形大学  
小白川キャンパス長 大西 彰 正

受注者 住 所 \_\_\_\_\_  
○○○○○○○○○○  
○○○○○ ○○○ ○○○ 印